七　山口県川上地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

山口県宇部市大字西岐波

字西高野　六五二一番地先道路敷　一号
字萩原　六五三三番地先道路敷　二号
字上広袴　二一九番　三号
字広袴　六四一八番一　四号
六四一〇番一　五号
六四六〇番二　六号
字前広袴　二一一番一　七号
字三反田　六三八五番三　八号

八　高知県柚ノ木地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線（標柱二号と三号については、越知町道今成深瀬線道路敷に沿って結んだ線）及び標柱一号と六号を越知町道今成深瀬線道路敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

高知県高岡郡越知町横畠南

字北青去　一一三七番　一号
字岡ノハナ　一二六六番五　二号
字カウカミノ北　四七四一番　三号
字馬骨石　一三八二番　四号
字猪場　二〇九三番　五号
字猫神石　一六五五番　六号

九　福岡県今（二）地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた区域

福岡県八女市黒木町今

字風呂ノ口　一二五三番　一号
字吉書場　一四九八番一　二号
字新ノ平　一六五七番　三号
字金堀谷　一六六八番一　四号及び五号
字法釈寺　一一七八番四　六号
一一七六番　七号

○国土交通省告示第五百四十八号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十六年五月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　長野県村山地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成二十五年国土交通省告示第千二百七十四号で指定した長野県村山地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

長野県長野市篠ノ井山布施

字**横**之木　五九八五番　一号
字上沢田　五七一四番二　二号
字秤櫛　五八二七番二九　三号
字石倉　五八五六番　四号

二　長野県市場二号地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和三十九年建設省告示第千百二十五号で指定した市場二号地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱二号と三号を平成十九年国土交通省告示第千五百九十一号で指定した長野県市場一号地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱三号と四号を結んだ線、標柱四号と五号を昭和三十九年建設省告示第千五百三十八号で指定した城地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と五号を平成二十四年国土交通省告示第六百八十三号で指定した長野県長崎地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

長野県北安曇郡小谷村大字中土

字道上　六九九八番イ　一号
字ドバシ　七〇六八番二　二号
字黒木沢　七一〇一番一　三号
字押立　六七七五番　四号
字雪ノ平　六八二一番　五号

三　兵庫県村岡地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を香美町道本町殿町線道路敷に沿って結んだ線、標柱二号と三号を国道四八二号線道路敷に沿って結んだ線、標柱三号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を昭和三十五年建設省告示第千八百三十三号で指定した兵庫県村岡地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

兵庫県美方郡香美町村岡区村岡

字尾白山　二二七五番　一号
字平井　二一一九番　二号
二一〇九番四　三号
二〇九六番　四号
字神**掲**　三五一四番八　五号
字坪谷　三五〇九番三　六号
字茶山　二六四四番　七号

四　長崎県谷江地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を昭和三十七年建設省告示第二千九百九十九号で指定した谷江地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

長崎県壱岐市芦辺町国分当田触

字藤田　七番二　一号
一二番一　二号
一九番一　三号
字上藤田　三三四番一　四号
三五三番　五号
二五八番　六号
二七一番　七号

長崎県壱岐市芦辺町箱崎谷江触

字横山　三三六番一　八号

五　鹿児島県南園地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を平成十六年国土交通省告示第二百三十五号で指定した鹿児島県南園地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

鹿児島県霧島市福山町福山

字南園　一五八七番一　一号
一五八八番三　二号
一五八六番二　三号及び四号
字カラミ　二一八五番一　五号

○国土交通省告示第五百四十九号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年五月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
7JPO	141973	大成丸	平成26. 3. 6
7JQL	142079	みずなぎ	26. 3. 17
7JQQ	142091	SAMPAGUITA DREAM	26. 3. 13
7JQW	142109	瑞邦丸	26. 3. 17
7JQZ	142122	TARUMAES AN MARU	26. 3. 14
7JRE	142133	第一二八海形丸	26. 3. 13
7JRF	142136	CAPE RELIANCE	26. 3. 10
7JRH	142142	ARCADIA SALUTE	26. 3. 14
JD3508	141910	スーパードリーム	26. 3. 10
JD3579	142022	ときわ丸	26. 3. 5
JD3596	142043	ブルーマーメイド	26. 3. 24
JD3619	142073	きぬうら	26. 3. 13
JD3626	142085	しらかみ	26. 3. 26
JD3628	142087	かぶしま	26. 3. 27
JD3637	142101	イルドバカンスプレミア	26. 3. 14
JD3638	142102	第十一あたご丸	26. 3. 26
JD3640	142106	第八姫島	26. 3. 4
JD3643	142111	北上丸	26. 3. 19
JD3650	142121	新洋丸	26. 3. 26
JD3651	142123	新旭東丸	26. 3. 18
JD3652	142126	フェリーしいやⅢ	26. 3. 20
JD3653	142128	双信丸	26. 3. 26
JD3657	142132	大鼎丸	26. 3. 27
JD3659	142134	第三霧島丸	26. 3. 18
JD3667	142148	第十八進栄丸	26. 3. 19
JD3668	142151	瑞泉丸	26. 3. 20
JD3669	142152	悠陽丸	26. 3. 10
JD3673	142157	第五十八日祥丸	26. 3. 27
JD3674	142158	神星	26. 3. 26
JD3676	142164	青峰山丸	26. 3. 19
JD3706	142115	みやしお	26. 3. 24
JD3712	134548	第八順吉丸	26. 3. 25

○国土交通省告示第五百五十号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年五月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
JATC	129771	おりおん	平成26. 3. 17
JGMR	129670	第八十八長功丸	26. 3. 17
JQDZ	132198	第五十八福洋丸	26. 3. 3
JD2393	116777	第二十八安全丸	26. 3. 25
JD3608	142061	ADVANTAGE	26. 3. 5
JE2196	115264	第六十五源榮丸	26. 3. 27
JG4133	123727	いそなみ	26. 3. 24
JG4928	131957	済生丸	26. 3. 12
JG4938	131973	三保丸	26. 3. 5
JG5179	133824	第一栄邦丸	26. 3. 25
JG5218	134016	第八宝重丸	26. 3. 28
JG5229	134935	日福丸	26. 3. 6
JH3127	128444	第十五清勝丸	26. 3. 7